

岩手県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年2月25日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1（1）市町村名 花巻市
- （2）指定を取り消した施設の名称 花北地区コミュニティセンター、田瀬開発センター
- 2（1）市町村名 一関市
- （2）指定した施設の名称 一関武道館
- （3）指定を取り消した施設の名称 川崎農村環境改善センター
- 3（1）市町村名 釜石市
- （2）指定を取り消した施設の名称 鵜住居地区生活改善センター
- 4（1）市町村名 八幡平市
- （2）指定した施設の名称 八幡平市立大更コミュニティセンター、八幡平市立田頭コミュニティセンター、八幡平市立寺田活性化センター
- 5（1）市町村名 奥州市
- （2）指定を取り消した施設の名称 江刺体育文化会館、田原生活改善センター、江刺農村環境改善センター、江刺多目的研修センター、江刺農業構造改善センター、前沢ふれあいセンター、上野原地区コミュニティー消防センター、母体地区コミュニティー消防センター、北股生活改善センター、南股生活改善センター